○都営住宅の駐車場の区画数変更…………(同)…

Ŧī. 叮

●東京都告示第百六十六号

○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更

………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

○都道の供用開始………………………………(同)…|三

…………………(建設局道路管理部路政課)…

七

……………(産業労働局農林水産部水産課

七

○令和四管理年度におけるくろまぐろに係る知事管

…………(環境局環境改善部化学物質対策課)… 域の指定(二件)......

Ŧī.

○道路法による道路の占用を制限する区域の指定…

……………(建設局道路管理部監察指導課)…|=

規

交

1

○東京都交通局自動車運転取扱心得の一部を改正す

○東京都交通局職員制服規程の一部を改正する規程……|=

日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



発 行 **東京都**

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(二件) ------(主税局課税部課税指導課)…|四 公

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……)大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概 要………(産業労働局商工部地域産業振興課)…」五 ………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)…|云 ------(環境局総務部環境政策課)…|云

○認定特定非営利活動法人の認定の失効…………

目

次

○町田市営住宅及び共同施設の管理…………… ------(東京都住宅供給公社)…

告 示

三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の 第三項の規定により告示する。 ように変更し、令和五年三月一日から実施するので、同条 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)

令和五年二月二十八日

東京都知事 小 池 百 合子

程

○東京都水道局財務規程の一部を改正する規程…………|三

規 (水

 \triangleright

種	類	構立	5 名	称 位 置	規模(平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般	都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(8号棟)	新宿区戸山2-8	38. 3	1	32,000	75, 600
一般	都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (31号棟)	新宿区戸山2-31	38. 3	1	32, 000	75, 600
一般	都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(18号棟)	新宿区戸山2-18	36. 3	1	30, 600	78, 700
一般	都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2-33	40. 1	2	33, 800	86, 900
一般	都営	高層耐火	早稲田アパート (1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34. 4	1	29, 200	51, 200
一般	都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート(15号棟)	文京区本駒込4-35	42. 2	3	36, 200	65, 600
一般	都営	高層耐火	白鬚東アパート (9号棟)	墨田区堤通2-6	59. 7	1	43, 700	65, 100
一般	都営	高層耐火	白鬚東アパート (6号棟)	墨田区堤通2−5	70.0	1	51, 500	75, 500
一般	都営	高層耐火	立花六丁目アパート (1号棟)	墨田区立花6-8	55. 9	1	40, 600	74, 400
一般	都営	高層耐火	立花六丁目アパート (2号棟)	墨田区立花6-8	55. 9	1	40, 600	74, 400
一般	都営	中層耐火	大島四丁目アパート (3号棟)	江東区大島4-21	51.0	1	43, 200	79, 000
一般	都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (12号棟)	江東区亀戸7-57	42. 2	1	34, 400	52, 100
一般	都営	中層耐火	亀戸七丁目第2アパート(4号棟)	江東区亀戸7-40	51.0	1	42, 300	62, 200
一般	都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート (86号棟)	江東区辰巳1-10	38. 4	1	30, 400	53, 900
一般	都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (7号棟)	江東区東砂2-13	33. 4	1	26, 200	42, 600
一般	都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (22号棟)	江東区東砂2-13	34. 4	2	27, 000	49, 400
一般	都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (2号棟)	江東区東雲1-8	37. 9	1	30, 300	52, 200
一般	都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (1号棟)	江東区南砂4-4	37. 9	2	30, 700	51, 500
一般	都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (60号棟)	品川区八潮5-10	59. 6	1	52, 500	101, 500
一般	都営	中層耐火	南蒲田一丁目アパート(11号棟)	大田区南蒲田1-17	42. 3	1	34, 400	59, 400
		高層耐火	西六郷四丁目アパート (2号棟)	大田区西六郷4-25	55. 9	1	46, 100	77, 700
一般	都営	中層耐火	西六郷四丁目アパート (1号棟)	大田区西六郷4-24	48. 1	1	39, 700	70, 100
一般	都営	中層耐火	多摩川二丁目第2アパート(19号棟)	大田区多摩川2-24	48. 1	1	40, 200	75, 000
一般	都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (2号棟)	大田区大森東1-31	59. 6	1	49, 900	85, 300
_		高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)	大田区大森東1-36	59. 6	1	49, 900	85, 300
-		中層耐火	北烏山一丁目アパート(1号棟)	世田谷区北烏山1-44	59. 6	2	50, 000	104, 800
		中層耐火	玉川台二丁目アパート(2号棟)	世田谷区玉川台2-6	51.0	1	43, 800	107, 400
- 10		高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)	渋谷区東2-25	34. 4	3		83, 300
		高層耐火	広尾五丁目アパート (2-2号棟)	渋谷区広尾5-7	34. 3	1	32, 300	98, 600
		中層耐火	丸山二丁目アパート (2号棟)	中野区丸山2-24	39. 0	2	,	49, 100
		中層耐火	松ノ木二丁目アパート(13号棟)	杉並区松ノ木2-8	51.0	1	38, 600	77, 800
_		高層耐火	堀の内三丁目アパート (19号棟)	杉並区堀ノ内3-49	37.9	1	28, 000	46, 000
一般	都営	中層耐火	上井草四丁目アパート(1号棟)	杉並区上井草4-17	36. 4	1	26, 700	60, 900

種	類	構 造	 名 	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般	都営	中層耐火	上井草四丁目アパート (2号棟)	杉並区上井草4-17		39. 0	1	28, 600	65, 40
一般	都営	高層耐火	駒込二丁目アパート (4号棟)	豊島区駒込2-2		51.2	1	43, 200	76, 00
一般	都営	中層耐火	王子本町第2アパート(1号棟)	北区王子本町3-8		37. 0	1	28, 000	59, 90
一般	都営	高層耐火	王子三丁目アパート (7号棟)	北区王子3-23		40. 7	3	31, 800	57, 60
一般	都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(8号棟)	北区滝野川3-68		39. 0	1	30, 400	56, 20
一般	都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(16号棟)	北区滝野川3-80		37. 3	1	29, 600	48, 50
一般	都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(5号棟)	北区赤羽西5-11		37. 3	1	29, 000	55, 20
一般	都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(8号棟)	北区赤羽西5-4		39. 0	1	29, 900	52, 60
一般	都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(11号棟)	北区赤羽西5-7		40. 6	1	31, 900	49, 80
一般	都営	中層耐火	北栄町第2アパート (12号棟)	北区栄町7-12		39. 0	1	29, 500	60, 60
一般	都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(2号棟)	北区赤羽北3-7		51.0	1	40, 900	78, 60
一般	都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(6号棟)	北区赤羽北3-11		51.0	1	40, 900	78, 6
一般	都営	高層耐火	南千住二丁目アパート(1号棟)	荒川区南千住2-33		42. 2	2	30, 400	56, 6
一般	都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート(21号棟)	荒川区西尾久8-10		51.2	1	38, 400	80, 1
一般	都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(7号棟)	板橋区新河岸2-10		36. 4	1	25, 800	34, 3
一般	都営	中層耐火	前野町五丁目第2アパート(1号棟)	板橋区前野町5-13		48. 1	1	36, 800	69, 1
一般	都営	中層耐火	前野町五丁目アパート(1号棟)	板橋区前野町5-25		42. 3	1	31, 600	53, 0
一般	都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸1-3		51.2	1	38, 300	67, 3
一般	都営	中層耐火	前野町二丁目アパート(10号棟)	板橋区前野町2-26		55. 9	1	42, 800	82, 8
一般	都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (1号棟)	板橋区蓮根3-15		51. 2	2	38, 800	69, 7
一般	都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(2号棟)	練馬区春日町3-27		55. 9	1	43, 800	92, 6
一般	都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(6号棟)	練馬区北町6-6		55. 9	1	43, 700	93, 0
一般	都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(8号棟)	練馬区北町6-8		47. 5	1	37, 100	79, 0
一般	都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(18号棟)	練馬区北町6-18		48. 1	1	37, 800	81, 2
一般	都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート(2号棟)	練馬区関町北3-9		51.0	1	40, 200	84, 4
一般	都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート(4号棟)	練馬区関町北3-9		62. 1	1	49, 000	102, 8
一般	都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート(4号棟)	練馬区北町8-30		55. 9	1	44, 100	91, 2
一般	都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第3アパート(1号棟)	練馬区春日町3-31		55. 9	1	43, 600	86,9
一般	都営	中層耐火	南田中アパート(2号棟)	練馬区南田中3-31		32. 6	1	23, 600	47, 3
一般	都営	中層耐火	南田中アパート (7号棟)	練馬区南田中3-31		33. 4	1	24, 300	50, 7
一般	都営	中層耐火	南田中アパート(10号棟)	練馬区高野台1-1		37. 0	1	26, 700	53, 8
一般	都営	中層耐火	南田中アパート(18号棟)	練馬区南田中5-25		32. 6	1	23, 600	47, 3
船:	都登	中層耐火	南田中アパート(19号棟)	練馬区南田中5-25		32, 6	1	23, 600	47, 3

3

	Т							
					規模	戸数	収入の額が139,000円を超え	近傍同種の住宅の家賃(円、
種 类	頁 構	造	名	位置	(平方メートル)	(戸)	158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	月額/戸)
							400 DEJIJ14 (11, J1887) 7	
一般都常	言高層	耐火	西新小岩一丁目アパート (2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51. 2	1	38, 900	66, 400
一般都常	当高層	耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55. 9	1	42, 400	70, 500
一般都曾	当 中層	耐火	西水元五丁目アパート(6号棟)	葛飾区西水元5-9	59. 6	1	43, 100	73, 200
一般都曾	当高層	耐火	平井一丁目アパート (12号棟)	江戸川区平井3-4	34. 4	1	25, 200	45, 500
一般都曾	当 中層	耐火	南小岩二丁目第2アパート(1号棟)	江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39, 100	69, 700
一般都智	当 中層	耐火	南小岩二丁目第2アパート(2号棟)	江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39, 100	69, 700
一般都常	当 中層	耐火	南小岩二丁目第2アパート(7号棟)	江戸川区南小岩2-19	42. 3	1	32, 400	57, 800
一般都常	当高層	酮人	宇喜田町第2アパート(1号棟)	江戸川区西葛西4-1	50. 9	1	40, 200	70, 900
一般都常	計中層	耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-2号棟)	八王子市鹿島16	51. 1	1	26, 200	42, 400
一般都常	計中層	耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-4号棟)	八王子市鹿島16	51. 1	1	26, 200	42, 400
一般都智	当 中層	耐火	吉祥寺北町四丁目第3アパート(20号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-1	51.0	1	39, 700	96, 300
一般都常	当 中層	耐火	上連雀一丁目アパート(2号棟)	三鷹市上連雀1-22	59. 6	4	44, 800	101, 400
一般都常	計中層	耐火	上連雀七丁目アパート(3号棟)	三鷹市上連雀7-19	39. 0	1	27, 300	61, 600
一般都常	苦高層	耐火	中原四丁目第1アパート(2号棟)	三鷹市中原4-17	43. 9	2	31,000	57, 300
一般都常	中層	耐火	野崎アパート (2号棟)	三鷹市野崎2-2	42. 4	1	29, 800	54, 900
一般都常	計中層	耐火	府中新町二丁目第2アパート(4号棟)	府中市新町2-57	62. 1	1	38, 600	87, 400
一般都曾	当 中層	耐火	調布富士見町三丁目アパート(1号棟)	調布市富士見町3-17	62. 1	1	37, 800	92, 200
一般都曾	苦高層	耐火	調布くすのきアパート(1号棟)	調布市国領町3-8	53. 5	1	29, 600	65, 700
一般都曾			調布くすのきアパート (5号棟)	調布市国領町3-8	45. 1	1	25, 000	55, 400
一般都常	当高層		調布くすのきアパート(8号棟)	調布市国領町8-1	51. 2	1	30, 300	74, 700
一般都曾	首高層		調布くすのきアパート(9号棟)	調布市国領町8-1	51. 2	1	30, 300	74, 700
一般都曾			東つつじケ丘二丁目アパート (1号棟)	調布市東つつじケ丘2-32	62. 1	1	38, 300	98, 800
一般都常			調布深大寺町アパート (4号棟)	調布市深大寺東町8-24	62. 1	1	37, 700	93, 000
一般都曾	-		染地三丁目アパート (5号棟)	調布市染地3-3	51. 0	1	29, 400	67, 000
一般都常			金森第5アパート(1号棟)	町田市金森2-34	61. 5	1	37, 600	76, 100
一般都常	_		森野二丁目アパート(46号棟)	町田市森野2-2	55. 9	2	,	76, 700
一般都曾			田無北原町アパート (2号棟)	西東京市北原町1-35	60. 5	1	38, 100	85, 200
一般都曾			田無芝久保四丁目アパート (1号棟)	西東京市芝久保町4-25	51. 1	1	31, 500	69, 500
一般都常			田無芝久保四丁目アパート (7号棟)	西東京市芝久保町4-25	56. 8	1	35, 100	77, 200
一般都當	計中層	耐火	田無南町三丁目アパート(4号棟)	西東京市南町3-23	61.3	2	38, 900	91, 500
一般都曾			田無本町七丁目アパート(13号棟)	西東京市田無町7-6	42. 3	1	23, 700	52, 800
一般都常			田無向台四丁目第2アパート(2号棟)	西東京市向台町4-16	48. 1	1	28, 900	62, 600
一般都常	計高層	耐火	田無芝久保五丁目第2アパート(46号棟)	西東京市芝久保町5-4	55. 9	1	34, 000	72, 600

種 類	構 造	名	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	狛江アパート (3号棟)	狛江市和泉本町4-7	37. 0	1	17, 900	44, 700
一般都営	中層耐火	狛江アパート (37号棟)	狛江市和泉本町4-7	33. 4	1	16, 500	44, 600
一般都営	中層耐火	松山三丁目第2アパート(25号棟)	清瀬市松山3-14	48. 1	1	27, 800	57, 000
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート (1号棟)	清瀬市野塩5-255	56. 8	1	32, 200	63,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-4号棟)	多摩市諏訪5-2	37. 7	1	17, 400	30, 100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-3号棟)	多摩市諏訪5-2	37. 7	1	17, 400	30, 100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-7号棟)	多摩市諏訪5-2	37. 7	1	17, 400	30, 100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-1号棟)	多摩市諏訪5-2	37. 7	1	17, 400	30, 100
		多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-3号棟)	多摩市諏訪4-3	37. 7	1	17, 400	30, 100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-5号棟)	多摩市諏訪4-3	37. 7	1	17, 400	30, 100
		多摩ニュータウン落合団地(4-4-1号棟)	多摩市落合4-4	51. 1	1	25, 800	38, 900
		多摩ニュータウン貝取団地(5-1-2号棟)	多摩市貝取5-1	55. 9	1	29, 200	51,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-3号棟)	多摩市貝取3-2	60. 9	1	32, 700	58, 200

令和五年二月二十八日

東京都知事 小 池 百

合子

日から実施するので、第三条第三項の規定により、告示す言、管改良住宅の使用料を次のように変更し、令和五年三月一時開発住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条にお営の良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条にお言いて準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営のよりでは、「おいった」が、「いった」が、「いった。」が、「いったいった。」が、「いったいった。」が、「いったいった。」は、「いった

●東京都告示第百六十七号

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	押上二丁目アパート (1号棟)	墨田区押上2-1	48. 1	1	35, 900
改良	中層耐火	若林四丁目アパート (1号棟)	世田谷区若林4-41	33. 4	1	26, 300
改良	中層耐火	赤羽西五丁目アパート (3号棟)	北区赤羽西5-12	36. 2	1	27, 500
	中層耐火	荒川八丁目アパート (1号棟)	荒川区荒川8-19	33. 4	1	22, 900
改良	中層耐火	成増一丁目アパート (2号棟)	板橋区成増1-3	42. 3	1	32, 900
改良	中層耐火	西新井六丁目アパート (1号棟)	足立区西新井6-15	39.0	2	27, 500
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート (2号棟)	葛飾区亀有1-16	68. 2	1	50, 200
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート (3号棟)	葛飾区亀有1-16	68. 2	2	50, 200
再開発	高層耐火	西大久保アパート (5号棟)	新宿区大久保3-9	43. 9	1	37, 300

に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその

●東京都告示第百六十八号

九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、 おいて準用する第三条第三項の規定により、告示する。 駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条に 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

東京都知事 小 池 百 合子 令和五年二月二十八日

車場
工北七丁目アパート駐 称 足立区江北七丁目十 位 置 三七区画 区画数

名

車場で丘アパート駐 調布市緑ケ丘五十八 一七七区画 番地ほか

●東京都告示第百六十九号

ŋ 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

令和五年二月二十八日

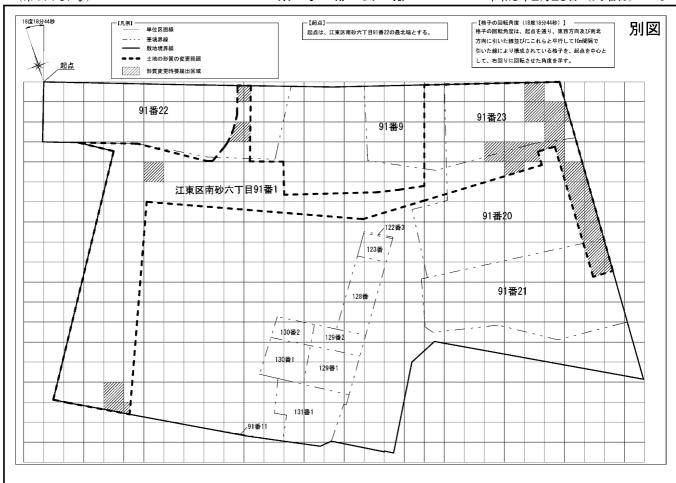
東京都知事 小 池 百合子

九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準 丁目地内) 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区南砂六

化合物

規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有

害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第百七十号

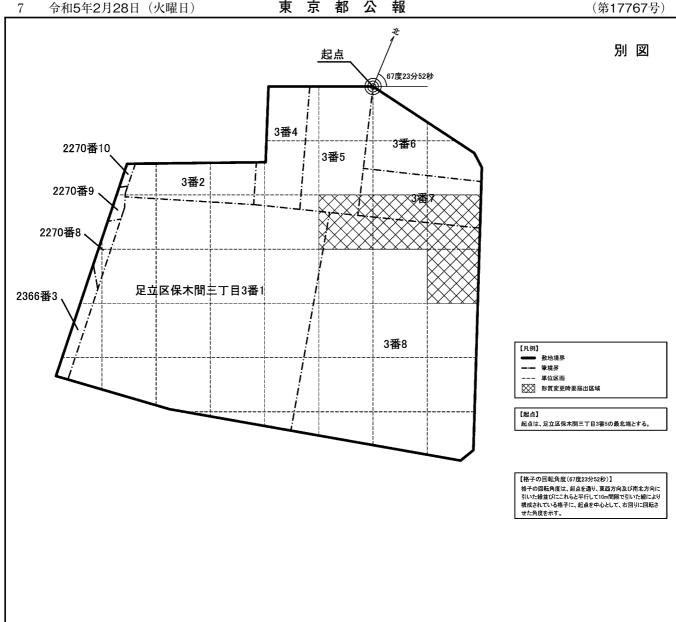
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。第六条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」といればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」といればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」といればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」といればならない。

令和五年二月二十八日

形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区保木間東京都知事 小 池 百 合子

三丁目地内)

害物質の種類 ふっ素及びその化合物 九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有一 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十



●東京都告示第百七十二

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する の規定により、都道の区域を次のように変更する。 その関係図面は、 令和五年二月二十八日 令和五年二月二十八日から起算して一 第十八条第 項

東京都知事

小

池

百

合

子

●東京都告示第百七十一

から令和五年三月三十一日までの期間をいう。 いて準用する同条第四項の規定により公表する。 知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、 漁業法 項の規定に基づき、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐ (大型魚) に関する令和四管理年度(令和四年四月一日 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第十六条第 におけ 同 項にお

令和五年二月二十八日

東京都知事 小

池

百 合

子

特定水産資源 二・七トン

知事管理区分

知事管理漁獲可能量

くろまぐろ (小型魚)

(小型魚)漁船等漁東京都くろまぐろ

東京都くろまぐろ

○・○トン

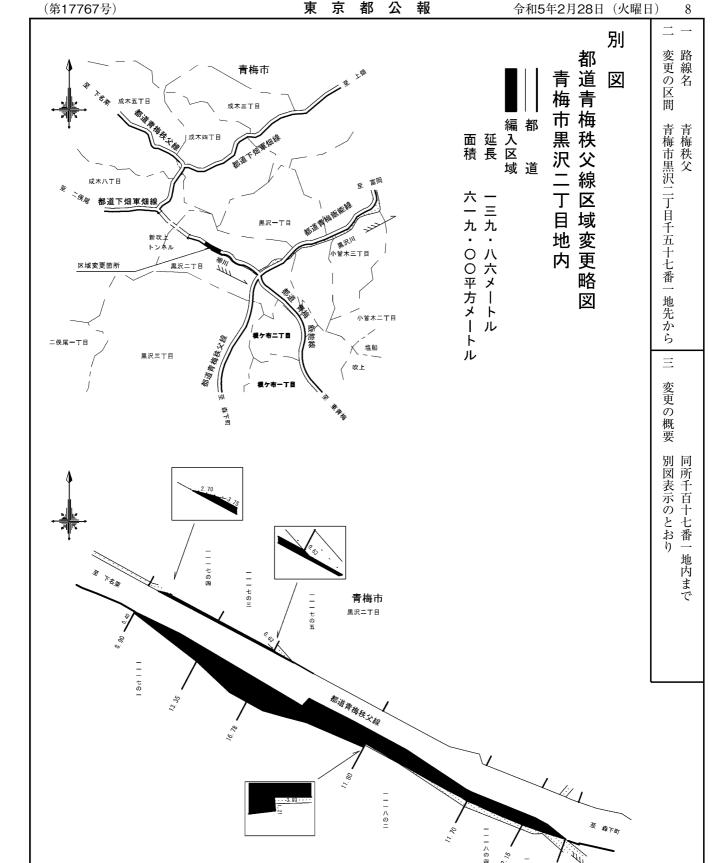
(大型魚)漁船等漁東京都くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 三九・一トン

くろまぐろ

(大型魚)

(大型魚) 定置漁業 京都くろまぐろ

同右



小平市

9

の規定により、 ●東京都告示第百七十三号 別 図

都 道

小

平 所

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一 都道の区域を次のように変更する。

項

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和五年二月二十八日 令和五年二月二十八日から起算して二

東京都知事 小 池 百 合

変更の区間 路線名

先から同所千四百六十九番二地先まで小平市津田町一丁目千四百七十八番六地所沢府中

しんこだいら 市 沢 都道新宿青梅線 至桜が丘。 市都 津 府 都道立川所沢線 至花小金井 面 延 入積 長 区 田 中 小川町二丁目 画 都道所沢府中線 線 町 区域変更箇所 域 道道 線 区 Ó Ţ 域 学園西町三丁目 都津田町 目地 変 たかのだい たかの台 0 更 玉川上水 津田町 学園西町二丁目 八 略 内 八 八 义 三丁目 • 学園西町一丁目 Ξ 八 上水本町 二丁目 都道杉並あきる野線 至若葉町 平 メ 上水本町 上水本町 四丁目 方 1 並木町一丁目 1 東戸倉 ĸ 戸倉一丁目 ル ァ 東恋ケ窪 六丁目 至日吉町 1 至西国分寺 ル 国分寺市 小 平 市 津田町一丁目 小川町一丁目 一四七一のニニ 四七一の 四四五の三 一四六九の二 一四七二の 一〇九七の二 子 8 8 36.00 -36 都道所沢府中線 \equiv 至日吉町 至栄町 変更の概要 . 73 一四七六の一 一四七七の一六 一四七七の二四 一四七八の六 一一〇七の一五八 四七八の二八 1.05 別図表示のとおり

●東京都告示第百七十四号

の規定により、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一 都道の区域を次のように変更する。 項

> 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 令和五年二月二十八日

東京都知事

小

池

百 合 子

 \equiv

その関係図面は、令和五年二月二十八日から起算して二 変更の区間 路線名

一地内から同所同番十六地内まで小平市小川西町四丁目二千百八十八番十小川停車場

変更の概要 別図表示のとおり

別 都道小川京 平 停 **/**]\ 都 Ш 車 場線区域変更略図 西 町四 道 丁目地内

廃止区域

市

道

至東村山 至久米川町 東村山市 栄町三丁目 富士見町三丁目 富士見町五丁目 萩山町三丁目 面積 延長 富士見町一丁目 富士見町二丁目 四八七・六九平方メート 区域変更箇所 七三・二二メートル 小平市 小川西町二丁目 小川東町三丁目 おがわ 栄町三丁目 小川西町五丁目 栄町二丁目 小川東町五丁目 至桜が丘ニ 都道新宿青梅絲 ル 至西恋ケ窪 小川町一丁目 小川町二丁目 "至日吉町 ·至国分寺

至東村山 至萩山 小平市 二一八八の二一 小川西町四丁目 二一九四の五 おが わ 5. 46 二二八八の一六 西武拝島線 . 都道小川停車場線 二一九四の二一 二一八八の一

至小川町

小川東町一丁目

神戸山

鉄砲場

名組湾

沢尻湾

神津島港

区域変更箇所

11

観音浦

●東京都告示第百七十五号 の規定により、 別 义

都道神

山

多

| 幸線区

域

変更略

义

神津島村

地

内

村

面延入 積長区

一〇〇九の一

域 道 道 都道の区域を次のように変更する。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 令和五年二月二十八日

その関係図面は、令和五年二月二十八日から起算して二

東京都知事 小 池 百 合 子

六二三・三七平方メートル 三七・一七メートル 多幸湾 前浜 至沢尻 神津島村 九〇四 都 道 6.03 جي 3. 67 神 21.89 -戸 一七七八 Ш 多 32.13 幸 29. 93 線

至洞沢

△天上山

神津島村

変更の区間 路線名

 \equiv

変更の概要 別図表示のとおり 神津島村九百四番地内 神戸山多幸

●東京都告示第百七十六号

の規定により、 道路法 その関係図面は、令和五年二月二十八日から起算して二 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項 次の都道の供用を開始する。

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十八日

東京都知事 小 池 百 合子

五.

令和五年三月一日

路線名 供用開始の区間 神津島村九百四番地内 神戸山多幸

供用開始の期日 令和五年二月二十八日

三

●東京都告示第百七十七号

こととしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告 示する。 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定する (昭和二十七年法律第百八十号) 第三十七条第一

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和五年二月二十八日から起算して二

東京都知事 小 池 百 合子

令和五年二月二十八日

路線名

神戸山多幸

占用を制限する区間

神津島村九百四番地内

別表二の部中

三 制限の対象とする占用物件

前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日よ

く。)

当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができな いと認められる場合には、 ただし、 電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり この限りでない。

四 占用を制限する理由

ける被害の拡大を防止するため 占用の制限の開始の期日 占用を制限することにより、災害が発生した場合にお

規

●交通局規程第二号 東京都交通局職員制服規程の一部を改正する規程を次の

ように定める。

令和五年二月二十八日

東京都交通局職員制服規程の一部を改正する 東京都交通局長 武 市 玲 子

規程

九十七号)の一部を次のように改正する。 東京都交通局職員制服規程 (昭和三十八年交通局規程第

客服又は妊婦用作業服若しくは妊婦用夏作業服」に改める 所 - 従事する職務に応じた妊婦用接客服若しくは妊婦用夏接 別表一の部備考第十号中「電車部及び自動車部の事業 を「制服貸与職場」に、 「妊婦服又は夏妊婦服」 を

程 交

接客服 作帽ネ 作 夏 (半袖上衣及び長袖上衣に限る。 作 業 業 業 服子 服 服

を

接客服 妊作帽ネ 妊 夏 妊 作 婦 婦 婦 (半袖上衣及び長袖上衣に限 用作 用 用 業 夏 業 作 作 作業 業 業 業 る。 服服子 服服 服服

に改める

附 則

この規程は、 令和五年三月三十一日から施行する。 妊 接客服 (上衣、 ベスト及び下衣に限る。

夏 夏 接 客 服 妊 べ ス ŀ 婦を 除 < 服 服

を

妊 接客服 妊 夏 接 婦 (上衣、 服 ベスト及び下衣に限る。 用 べ 1 除 < 服

婦 客 用(夏ス 接を 客 服

この規程は、

令和五年四月一日

から施行する。

●交通局規程第三号

を次のように定める。 東京都交通局自動車運転取扱心得の一部を改正する規程

令和五年二月二十八日

東京都交通局長

武

市

玲

子

正する規程 東京都交通局自動車運転取扱心得の一 部を改

第九号)の一部を次のように改正する。 第四十七条中「とき」の下に「又は自動車の運行を中止 東京都交通局自動車運転取扱心得(平成八年交通局規程

したとき」を加える。 附 則

程

水

規

●東京都水道局管理規程第二号

に定める。 東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のよう

令和五年二月二十八日

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程 東京都水道局長 古 谷 \mathcal{O} ろ

規程第二十二号) 東京都水道局財務規程 の一部を次のように改正する。 (昭和三十五年東京都水道局管理

第 36 号様式の 14 第 36 号様式の 15 彩画

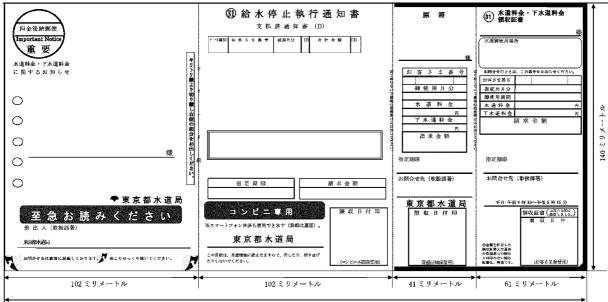
別記附属様式目次中

第36号様式の14 削除」

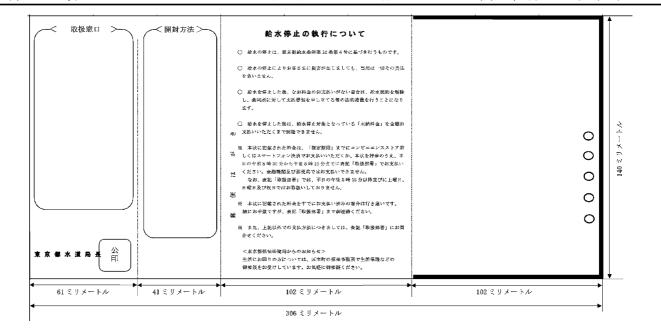
に改める 給水停止執行通知書 (第 36 条関係)

別記第三十六号様式の十四の次に次の一様式を加える。

13



306 ミリメートル



油引取税に係る特約業者の指定の取消しに

亩 番一号港区赤坂五丁目三 事業所の所在地主たる事務所又は 三十一1

---日年

月

H

X I 株 N 式 P 会 E 社

名称 氏名又は

令和五年二月二十八日 氏名 名 者 の 東京都知事 小 池 取 百 4消年月 合 子

業者の指定を次のとおり取り消す。

条例第五十六号) 四条の九第三項及び東京都都税条例 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二 第百三条の六第二項の規定により、 (昭和二十五年東京都 一十六号) 第百四·

ついて

告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに

公

附 則

の規程は、 日から施行する。

令和五年四 月一

氏名 者の 島 裕晶 東京都知事 事業所の所在地主たる事務所又は -代田区麹町三丁 小 池 令和五年! 取消年月 百 合 子 日 月

名称 氏名又は

大平潤販

業者の指定を次のとおり取り消す。

令和五年二月二十八日

条例第五十六号)

第百三条の六第一

「項の規定により、

(昭和二十五年東京都

条の九第三項及び東京都都税条例

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百四

ついて

15	15 令和5年2月28日(火曜日)									東	京	者	ß	公	報								(<i>§</i>	第17	767	号)		
亀井 澄男	一一代表示の正常	二 代表者の氏名	特定非営利活動法人ゆぎの里	一名称		令和四年十二月三十一日	五 失効年月日	散をしたため	特定非営利活動促進法第三十一条第一項に規定する解	四 失効の理由	田馬場七〇二号室	二丁目十九番七号	三 主たる事務所の所在地	向井 雪子	二 代表者の氏名	特定非営利活動法人沖縄・球美の里	一 名称	東京都知事 小 池 百	令和五年二月二十八日	する。	四十三号)第二十二条の三の規定により、次の	施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百	効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法	条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)	認定特定非営利活動法人の認定の失効について		株式会社 目二番四号 二
									規定する解			タックイレブン高						c 合 子			次のとおり公告	規則第二百	沽動促進法	人の認定が	第五十七	ついて		二十八日
五雇出日		令和十二年二月二十八日	四 工事完了の予定年月日	令和五年二月二十八日	二 工事着手の予定年月日	北清掃工場建替事業	二 対象事業の名称	千代田区飯田橋三丁目五番一号	管理者 山﨑 孝明	東京二十三区清掃一部事務組合	地	ー 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在	東京都知事 小 池 百合子	令和五年二月二十八日	条第二項の規定により公告する。	替事業について、次のとおり着工の届出があったので、同	十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、北清掃工場建	東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九	について	東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出		令和五年一月二十四日	五 失効年月日	定の有効期間が経過したため	特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認	四 失効の理由	八王子市越野七七三番地	三 主たる事務所の所在地
) { } ?	イ 店舗所在地 八王子市岡原町千四百六十三番地の	伍ア 店舗名 (仮称)フォルテ八王子	ウ 設置者名 三井住友信託銀行株式会社		イ 店舗所在地 昭島市大神町字古新田七百六十四番	四ア 店舗名 昭和の森ワンダーランド	合	ウ 設置者名 虎ノ門・麻布台地区市	イ 店舗所在地 港区麻布台一丁目千番一ほか	三ア 店舗名 (仮称)虎ノ門・麻布台地区計画	ウ 設置者名 伊藤忠商事株式会社	地一ほか 店舗所在地 練馬区春日町一丁目千六百二十四番		名 ィ		イ 店舗所在地 目黒区自由が丘二丁目二十七番一ほ	一ア 店舗名 (仮称)自由が丘二丁目計画	一 店舗名、店舗所在地及び設置者名	東京都知事 小 池	令和五年二月二十八日	供する。	の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に	条第四項の規定による東京都の意見について、	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八	の概要について	大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見		令和五年二月十日
-	ハ十三番地の	丁	会社		1百六十四番	٢		田地再開発組	ほか	戸地区計画		八百二十四番	- 計 画			一十七番一ほ	計画		百合子			息見を縦覧に	同条第六項	一一号)第八		の意見	I	

縦覧期間

ア

ほ

(第17767号)

のとおり公告する。

令和五年二月二十八日

に代わって市営住宅及び共同施設

)の管理を行うので、

同条第二項の規定に基づき次

(以下「市営住宅等」と

「法」という。) 第四十七条第一項の規定に基づき町田市

(昭和二十六年法律第百九十三号。

以

下

公営住宅法

町田市営住宅及び共同施設の管理について

雑

報

(六) ア ゥ 店舗名 設置者名 ビバモール八王子多摩美大前 株式会社ベルク

設置者名 店舗所在地 芙蓉総合リース株式会社 八王子市鑓水二丁目百八番一ほか

東京都の意見の概要

意見の通知日 令和五年二月十四日 ともに、大規模小売店舗立地法第四 判断して意見なしとする。 条に基づく指針を勘案し、 ついては、区市の意見に配意すると 一から穴までの店舗に係る届出に 総合的に

三

興課(新宿区西新宿二丁目八番一東京都産業労働局商工部地域産業振

縦覧場所

の休日に関する条例(平成元年東京三月二十八日まで。ただし、東京都令和五年二月二十八日から令和五年 まで。ただし、 午前九時三十分から午後四時三十分 都条例第十号)に定める休日を除く。 正午から午後一時ま 四

> 令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで 町田市に代わって市営住宅等の管理を行う期間

Ŧi.

縦覧時間

東京都住宅供給公社

理事長 中 井

敬

 \equiv

町田市に代わって市営住宅等の管理を行う者の名称

町田市に代わって管理を行う市営住宅等の名称 町田市営住宅条例(平成九年町田市条例第四十三号) 東京都住宅供給公社

別表に掲げる市営住宅(シルバーピアもりの及びシル イ 町田市に代わって行う市営住宅等の管理の内容 |条第二号に規定する共同施設 ピアあいはらを除く。)及びこれに付帯する同条例第

他 業務を行うこと。 市営住宅等の修繕に関する業務その他イに付随する 法第三章の規定(家賃の決定並びに家賃、敷金その の金銭の請求、)に基づく市営住宅等の管理を行うこと。 徴収及び減免に関することを除

口

電話 〇三(五三二一)一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 都 郵便番号 定 価 箇月

発

, 六〇〇円 円 |電話 ○三(三八一二)五二○一(代) |東京都文京区白山一丁目十三番七号 会 社 郵便番号

リサイクル適性(例)

ミックス 艇